主 文 本件控訴を棄却する。 当審における訴訟費用は、被告人の負担とする。 理 由

弁護人野村均一の控訴趣意は、別紙の通りである。

その第一点について。

本件起訴状の公訴事実の記載を見るに、所論のように、犯罪の動機が記載せられていることは、明らかである。公訴事実は、刑事訴訟法第二百五十六條に定むる通り、犯罪の日時、場所、犯行の方法手段等を記載して犯罪事実を特定し、よつて訴因を明確にすることが必要であつて、犯罪事実及び情状に関し、裁判所に予断を〈要旨〉抱かしむる虞れのある事項を記載することを禁止されているが、本件のような暴行傷害に関する公訴事実につ〈/要旨〉いては、犯罪の構成要件に該当する事実のみを記載しただけでは、これを具体的に明確ならしめることは困難であつて、これを明確ならしめるには、犯罪の動機も相当程度に記載することが必要である。而して起確ならしめるには、犯罪の動機も相当程度に記載することが必要である。而して起訴状記載の動機の点は、本件傷害罪についての具体的事実を明確にするため必要な程度のものであつて、予断を抱かしめる虞のある不当なものでないことが明らかであるから、本件公訴事実の記載に違法な点はなく、論旨は、採用することができない。

同第二点について。

同第三点について。

「ナイフを突き出し」でも切創を負わしめ得ることは、経験則に違反するものでない。即ちナイフを突き出すと同時にそのナイフが相手の肉体に触れた時は、多くの場合刺創を生ずるけれども、互に格闘しているとき、ナイフを突き出すと状況により、切創を与えることもあるので、原判決が「ナイフを突き出し」で、切創を与えたと認定したことは、その理由にくいちがいがあるものと謂うことはできない。而も前記説明の通り、被告人は、ナイフを突き出したのでなく、振り上げて斬り付けたことが真相に合致し、これがため切創を与えたもので、右の「突き出し」と認定したのは、判決に影響を及ぼさない事実誤認と謂うことができるから、この点についても、論旨は理由がない。

よつて刑事訴訟法第三百九十六条により、本件控訴を棄却し、当審における訴訟 費用は、同法第百八十一条により、全部被告人の負担とする。 よつて主文の通り判決する。

(裁判長判事 堀内斉 判事 鈴木正路 判事 赤間鎮雄)